

## 大きく変わる今年の年末調整

### ◆平成30年分の所得税から控除が変わる

平成29年度の税制改正において、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年分の所得税から適用されることになりました。これに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書の記載事項等の見直しが行われていますので、今年の年末調整事務は注意が必要です。

### ◆変更点1 配偶者控除の見直し

従来は所得者本人の所得金額に制限はなく、控除対象配偶者がいる場合は誰でも38万円(老人控除対象配偶者の場合48万円)の控除が受けられました。しかし、改正後は、所得者本人の収入に応じて控除額が逡減する仕組みが加わり、本人給与収入が1,120万円(合計所得金額900万円)を超えた場合の控除額は次のようになります。

(1)給与収入1,120万円超1,170万円以下(所得金額900万円超950万円以下)の控除額26万円

〈32万円〉

(2)給与収入1,170万円超1,220万円以下(所得金額950万円超1,000万円以下)の控除額13万円

〈16万円〉

(3)給与収入1,220万円超(所得金額1,000万円超)の控除額0円

※〈 〉内は老人控除対象配偶者の控除額

### ◆変更点2 配偶者特別控除の見直し

対象となる配偶者の所得金額が給与収入150万円以下(合計所得金額85万円以下)の場合、配偶者控除と同額の控除が受けられるよう見直されました。また、適用範囲が拡大し、配偶者の合計所得金額が改正前の「38万円超 76万円未満」から「38万円超 123万円以下(給与収入103万円超201万円以下)」となりました。一方、配偶者控除と同様に、所得者本人の合計所得金額に応じて控除額が逡減する仕組みが加わっています。

### ◆留意すべき事項

改正後の配偶者特別控除は適用区分が細分化され、複雑化しています。所得者本人と配偶者の所得金額を正確に把握しないと控除額の計算が行えませんので、配偶者特別控除申告書の記載に当たっては十分な確認が必要でしょう。また、配偶者特別控除を受けられる配偶者の所得金額要件が拡大しましたが、社会保険の被扶養者要件は変更されていませんので、被扶養者となるためには所得調整が必要です。



## 第4次産業革命と自社の行動

スティーブ・ジョブズが、クールな挑戦者だった時代は2011年にスティーブ・ジョブズが亡くなり終了しました。

ITの巨大企業が、世界を席卷する時代が到来しています。ITは挑戦者ではなく、経済界の主役となりつつあります。第4次産業革命は、世界中のほぼ全産業を混乱させています。今後、多くの産業が形を変えて存続し、または衰退します。大量の雇用の流動化が生じます。

だが、逆に言えば、産業革命の真ただ中にいるということは、新しいチャレンジが可能ということです。第4次産業革命を利用し、自社を成長させる方法を考え続けましょう。

☆第4次産業革命のキーワードは以下の通りです。

- ・AIやIOTの方が、人間より優れている点、代替可能な点
- ・人間が、AIやIOTより優れている点、人間にしかできないこと
- ・事業と組織の効率化
- ・政治や行政やマスコミも、形を変えるしかない
- ・ビッグデータ解析
- ・ボーダーレス化の進展
- ・スピード

注:ITとAIとIOTだけ上記に記載していますが、ナノテクノロジーやロボット工学やブロックチェーンや自動運転車や3Dプリンターやシェアリングやフィンテックなど様々な革新が、第4次産業革命に含まれます。

### 所長のひとこと

いつも大変お世話になっております。

師走となり、皆様お忙しくお過ごしのことと存じます。

当事務所は、年末調整の時期となり、繁忙期に突入いたしました。

確定申告をご依頼されている方には、例年通り、来年1月20日くらいに確定申告必要書類の案内をさせていただきますので、それまでに確定申告関連書類のご準備をお願いいたします(すでに確定申告必要書類を案内している方を除きます)。

ちょっと早いですが、メリークリスマス! & 良いお正月をお迎えください!



# お仕事カレンダー 平成30年12月



街路樹の落葉が歩道や車道に舞い散る季節になりました。  
秋から冬へ、季節の流れは早いものですね。

日	曜日	項目	日	曜日	項目
1	土		19	水	
2	日		20	木	
3	月		21	金	
4	火		22	土	
5	水		23	日	天皇誕生日
6	木		24	月	振替休日
7	金		25	火	
8	土		26	水	
9	日		27	木	
10	月	■ 源泉所得税、住民税の特別徴収税額 (11月分)の納付期限	28	金	
11	火		29	土	
12	水		30	日	
13	木		31	月	
14	金		1/4	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 10月決算法人の確定申告&lt;法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税・法人事業所税&gt;</li> <li>■ 4月決算法人の中間申告&lt;法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税&gt;(半期分)</li> <li>■ 消費税の年税額が400万超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告&lt;消費税等&gt;</li> <li>■ 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付</li> </ul>
15	土				
16	日				
17	月				
18	火				



我妻総合会計事務所  
WAGATSUMA TAX & CONSULTING